香美町環境保全型森林整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の持つ土砂災害防止機能、水源かん養機能、木材生産機能等多面的機能の持続的発揮を図るため、小規模森林における環境負荷の少ない林業経営及び森林整備並びに集落等における生活保全林整備及び危険木伐採に要する経費に対し、予算の範囲内で香美町環境保全型森林整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、香美町補助金等交付規則(平成17年香美町規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 自伐型林業者等 所有又は管理する森林において、その規模にかかわらず、 森林の経営又は管理を自らが行う個人又は団体をいう。ただし、森林組合法 (昭和53年法律第36号)に規定する森林組合は除く。
 - (2) 森林経営計画 森林法 (昭和26年法律第249号。以下「法」という。) 第11条に規定する森林経営計画をいう。
 - (3) 生活保全林 林縁からおおむね30メートル以内の範囲において、倒木等 の危険防止や野生動物の被害の軽減のために整備を必要とし、かつ、集落又 は道路等の保全すべき対象に隣接する森林をいう。
 - (4) 危険木 気象害、枯損及び過度な成長により倒木等の危険性が高く、人家、 集会所又は道路周辺等に存在し、人命、財産又は公益的構造物に被害を及ぼ す恐れがある立木竹をいう。
 - (5) 間伐率 育成しようとする森林の立木本数に占める間伐本数の割合をいう。 (補助対象事業)
- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる事業とする。ただし、町長が特に必要と認める場合については、この

限りではない。

(補助対象森林)

- 第4条 補助金の交付の対象となる森林(以下「補助対象森林」という。)は、次 の各号のいずれにも該当する森林とする。
 - (1) 町内に所在する森林であること。
 - (2) 森林経営計画が策定された森林でないこと。
 - (3) 過去5年以内に、補助金又は国、県、町若しくは公共的団体が交付する類似の補助金の交付を受けた森林でないこと。

(補助金の交付基準等)

第5条 補助金の交付基準等は別表によるものとする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表により求めた額とする。ただし、補助対象事業を請負に付して実施した支払総額(以下「実行経費」という。)が、別表により求めた額を下回る場合、実行経費を補助金の額とする。
- 2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書の添付書類)

- 第7条 規則第5条の補助金等交付申請書に添付するその他必要な書類は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 香美町環境保全型森林整備事業計画書(様式第1号)
 - (2) 香美町環境保全型森林整備事業実施承諾書(様式第2号)の写し
 - (3) 事業実施予定位置図(縮尺5千分の1以上)
 - (4) 事業実施予定箇所における土地所有者、面積、地目等を記載した字限図
 - (5) 事業実施予定土地の登記事項証明書
 - (6) 事業着手前の写真
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 (実績報告書の添付書類)
- 第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書に添付するその他必要な書類は、 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 香美町環境保全型森林整備事業実績報告書(様式第3号)

- (2) 香美町環境保全型森林整備事業管理協定書(様式第4号)
- (3) 事業実施位置図(縮尺5千分の1以上)
- (4) 事業着手前、事業中及び事業完了後の写真(危険木伐採にあっては、伐採木 全ての事業着手前、事業中及び事業完了後の写真とし、伐採木の樹高及び胸 高直径が分かるよう撮影したもの)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 (法の順守)
- 第9条 事業の実施にあたっては、法を順守し、法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届、法第34条第2項(法第44条において準用する同法第34条第2項)に規定する保安林(保安施設地区)内作業許可申請書等を提出するものとする。

(補助金等の打ち切り又は返還)

- 第10条 規則第17条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合においても、その者に対し、補助金等を交付せず、又は期限を付して既に交付した補助金等の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 事業完了の翌年度から起算して10年以内に、補助対象森林を皆伐し、又は他の用途に転用しようとする場合。ただし、公用若しくは公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、町長と協議することができる。
 - (2) その他町長が補助をすることが不適当と認める事由が生じたとき。 (その他)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条、第5条、第6条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助金交付基	規格	補助金の額等
		準		
間伐	自伐型林業	補助対象森林	間伐面積0.1へ	1ヘクタール
	者等	のうち森林経	クタール以上	当たり16
		営計画の策定	間伐率20%以	3,000円
		が困難な人工	上30%未満	
		林の間伐		
作業道作設		補助対象森林	幅員1.5メート	1メートル当
		内における作	ル以上2.0メー	たり2,00
		業道の作設	トル未満	0円
		※国及び兵庫	幅員2.0メート	1メートル当
		県の定める	ル以上2.5メー	たり2,50
		作業道作設	トル以下	0円
		指針等に従		
		うこと。		
生活保全林整	区、自治会、	集落周辺の補	奥行き30メー	1集落あたり
備	自治区等	助対象森林林	トル程度、0.3	上限1,00
		縁部における	ヘクタール以上	0,000円
		立木の伐採を		
		含む緩衝帯の		
		設置		
		※補助対象者		
		による自力		
		施工は認め		
		ない。		
危険木伐採		危険木の伐採、	危険木が倒れる	1集落あたり
		搬出等	ことにより人命、	上限1,00
		※補助対象者	財産及び公益的	0,000円

				,
		による自力	構造物に被害を	
		施工は認め	与える恐れのあ	
		ない。	る胸高直径がお	
			おむね20セン	
			チメートル以上	
			の立木竹の伐採	
町長が特に必	町長が特に	事業推進に必	事業推進に必要	町長が定める
要と認める事	必要と認め	要な基準	な規格	額
業	る個人、団			
	体			

香美町環境保全型森林整備事業計画書

		年	月	日
香美町長	様			
	(補助対象者)			
	住 所			
	団 体 名			
	代表者名			
	担当者名			
	連絡先			
	電子メール			

年度において、香美町環境保全型森林整備事業を実施したいので、香美町環境保全型森林整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

提出書類

- 1 香美町環境保全型森林整備事業実施概要書(様式第1号別紙)
- 2 香美町環境保全型森林整備事業実施承諾書(様式第2号)の写し
- 3 事業実施予定位置図(縮尺5千分の1以上)
- 4 事業実施予定箇所における土地所有者、面積、地目等を記載した字限図
- 5 事業実施予定土地の登記事項証明書
- 6 事業着手前の写真
- 7 その他町長が必要と認める書類

様式第1号別紙

香美町環境保全型森林整備事業実施概要書

事業の場所	香美町 区 字 (林班 小班	番地 ほか)	筆		
区分	予定事業量等	補助金単価	概算額	請負業者見積額に消費税及び地方消費税	補助金交付申請額 ※A、Bいずれか低い額
		2	A	を加えた額 B	※千円未満切り捨て
間伐	面積 . ha (間伐率 %)	163, 000円/ha	①×② 円	円	円
// 光 / /= 几	延長 . m	幅員1.5m以上2.0m未満2,000円/m	①×② 円	円	円
作業道作設	(幅員 . m)	幅員2.0m以上2.5m以下 2,500円/m	①×② 円	円	円
生活保全林 整備	面積 . h a (奥行 m×延長 m)	_	1集落あたり 上限1,000,000円	円	円
危険木伐採	本数 本 (箇所数 箇所)	_	1集落あたり 上限1,000,000円	円	円
計	_	_	円	円	円

※補助対象者と土地所有者が異なる場合は香美町環境保全型森林整備事業実施承諾書(様式第2号)の写しを本書に添付すること ※請負業者が施工予定の場合は見積書を添付すること(生活保全林整備及び危険木伐採は必ず添付)

様式第2号(第7条関係)

香美町環境保全型森林整備事業実施承諾書(表面)

土地の表示

	所在	地	地番	地目	面積 (m²)
香美町	区	字			
香美町	区	字			
香美町	区	字			
香美町	区	字			
香美町	区	字			

上記土地について、裏面	の内容を承諾しました。
-------------	-------------

年	口	F
144	Н	
ı	/ •	

(1114-247-4-24-14-7	
	様

(土地所有者等)

12	`-	75
(Y-	H	亩)
$\backslash \vdash$	_	nen/

・土地所有者及びその他権利者の 氏名欄は、必ず本人が自署をして ください。(押印不要)

(補助対象者)

・本人以外の方が署名する場合は、署名者ご自身の住所、氏名等を記載してください。また、裏面にその理由を必ず記載してください。 ・法人や団体等の場合は押印も可とします。

<u>任_</u>	<u> </u>

氏 名

連絡先

【土地所有者との関係】

本人 ・ 親族 () ・ その他 ()

(その他の権利者)

住 所

氏 名____

連絡先

【設定されている権利】

地上権・ 抵当権・ その他()

(裏面)

【本人以外の方が署名を行う理由】

(登記簿上の所有権者等でない方が署名する場合、記載してください)

(記入例)

登記簿上の土地所有者である〇〇〇〇が死亡したため、息子である私が代理で署名する。

【承諾内容】

- ① 現場立会等、事業の実施にあたり必要なことについては、積極的に協力します。
- ② 事業実施のための土地立入りを認めます。
- ③ 事業実施のため必要な土地を無償で使用することを認めます。
- ④ 事業実施に必要な土地の形質の変更、支障木竹の伐採・除去を行うことを認めます。また、 伐倒木を現地に残置することを認めます。
- ⑤ 事前調査の結果、整備の対象から外れる可能性があることを了承します。
- ⑥ 事業実施にあたっては、伐採した立木・竹や現地の土砂・礫など、工事材料に使用できる ものを無償で採取することを認めます。
- ⑦ 事業実施の期間は必要に応じて新たに延長することを認めます。
- ⑧ 調査地や整備地の権利を第三者に譲渡する場合は、各項の事項を継承します。
- ⑨ 事業を行う土地の維持管理及び行為の制限について、完了後に町と協定書(10年間)を締結することを認めます。
- ⑩ 事業の内容について説明を受け、理解しました。

以上

香美町環境保全型森林整備事業実績報告書

		年	月	日
香美町長	様			
	(補助対象者)			
	住 所			
	団 体 名			
	代表者名			
	担当者名			
	連絡先			
	電子メール			

年度において、香美町環境保全型森林整備事業を実施したので、香美町環境保全型森林整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

提出書類

- 1 香美町環境保全型森林整備事業実績明細書(様式第3号別紙1)
- 2 香美町環境保全型森林整備事業危険木伐採一覧表(様式第3号別紙2) (危険木伐採を実施した場合のみ提出)
- 3 香美町環境保全型森林整備事業管理協定書(様式第4号)(危険木伐採のみを実施した場合は不要)
- 4 事業実施位置図 (縮尺5千分の1以上)
- 5 事業着手前、事業中及び事業完了後の写真 (危険木伐採にあっては、伐採木全ての事業着手前、事業中及び事業完了後 の写真とし、伐採木の樹高及び胸高直径が分かるよう撮影したもの)
- 6 その他町長が必要と認める書類

様式第3号別紙1

香美町環境保全型森林整備事業実績明細書

事業の場所	香美町 区 字 (林班 小班	番地 ほか)	筆		
区分	実施事業量等	補助金交付決定額 A	実行経費 B	補助金交付予定額 ※A、Bいずれか低い額 ※千円未満切り捨て	備考
間伐	面積 . ha (間伐率 %)	円	円	円	
作業道作設	延長 . m	円	円	円	
	(幅員 . m)	円	円	円	
生活保全林 整備	面積 . h a (奥行 m×延長 m)	円	Н	円	
危険木伐採	本数 本 (箇所数 箇所)	P	円	円	
計	_	円	円	円	

[※]香美町環境保全型森林整備事業協定書(様式第4号)を添付すること(危険木伐採のみを実施した場合は不要)

[※]危険木伐採にあっては、香美町環境保全型森林整備事業危険木伐採一覧表(様式第3号別紙2)を添付すること

[※]請負業者が施工した場合は領収書及び明細書を添付すること(生活保全林整備及び危険木伐採は必ず添付)

様式第3号別紙2

香美町環境保全型森林整備事業危険木伐採一覧表(危険木伐採のみ)

番	テープ	樹種	樹高	胸高	立木の状況	備考
号	番号		(m)	直径	周辺の状況	
				(cm)		

[※]番号は通し番号とすること。

- ※樹高及び胸高直径は、小数点以下を切り捨てること(単位に注意すること)。
- ※立木の状況は、生木、枯損木、つるまき、株立等を記載すること。
- ※周辺の状況は、立木周辺にある保全対象(人家、集会所、道路等)を記載すること。
- ※枝払いのみの場合は、備考欄に「枝払いのみ」と記載すること。

香美町環境保全型森林整備事業協定書

/	\rightarrow	.1.1	. `
1	н		ľ
١	Н	ο,	

第1 この協定は、<u>香美町長を甲とし、補助対象者</u> <u>を乙</u>として、乙が 実施する香美町環境保全型森林整備事業(以下「事業」という。)及び事業地の 保全管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業地)

- 第2 事業地は次のとおりとする。
 - (1) 所在
 - (2) 面積

(協定期間)

第3 協定期間は、事業の完了年度の翌年度4月1日から起算して10年間とする。

(行為の制限)

第4 乙は、この協定期間中は、事業地において森林以外の用途に転用する行為、 立木の全面伐採除去を行う行為その他事業の目的等を達成することが困難とな る行為をしないものとする。ただし、やむを得ない事由により当該行為を行う 場合は、あらかじめ甲に届け出るとともに、当該行為をしようとする森林につ き交付を受けた補助金相当額を返還するものとする。

(事業実施)

- 第5 乙は、事業地において、林床植生を豊かにし、森林の公益的機能を高めるための間伐等を実施するものとする。
 - 2 乙は、甲が事業等の実施内容について、必要に応じて、町ホームページでの 掲載及び関係機関等に情報提供することを了承するものとする。

(事業実施後の管理)

第6 乙は、この協定期間中は、事業地において常に適切な保育に努めるものとする。

(その他)

	本協定に決定する			らとき、または定めのない事項については、甲、乙 。	協議の
こ <i>0</i> る。	の協定の	成立を	証する	っため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を	保有す
	年	月		日	
		-	甲	香美町長	<u>(II)</u>
			Z	(補助対象者)	(FI)